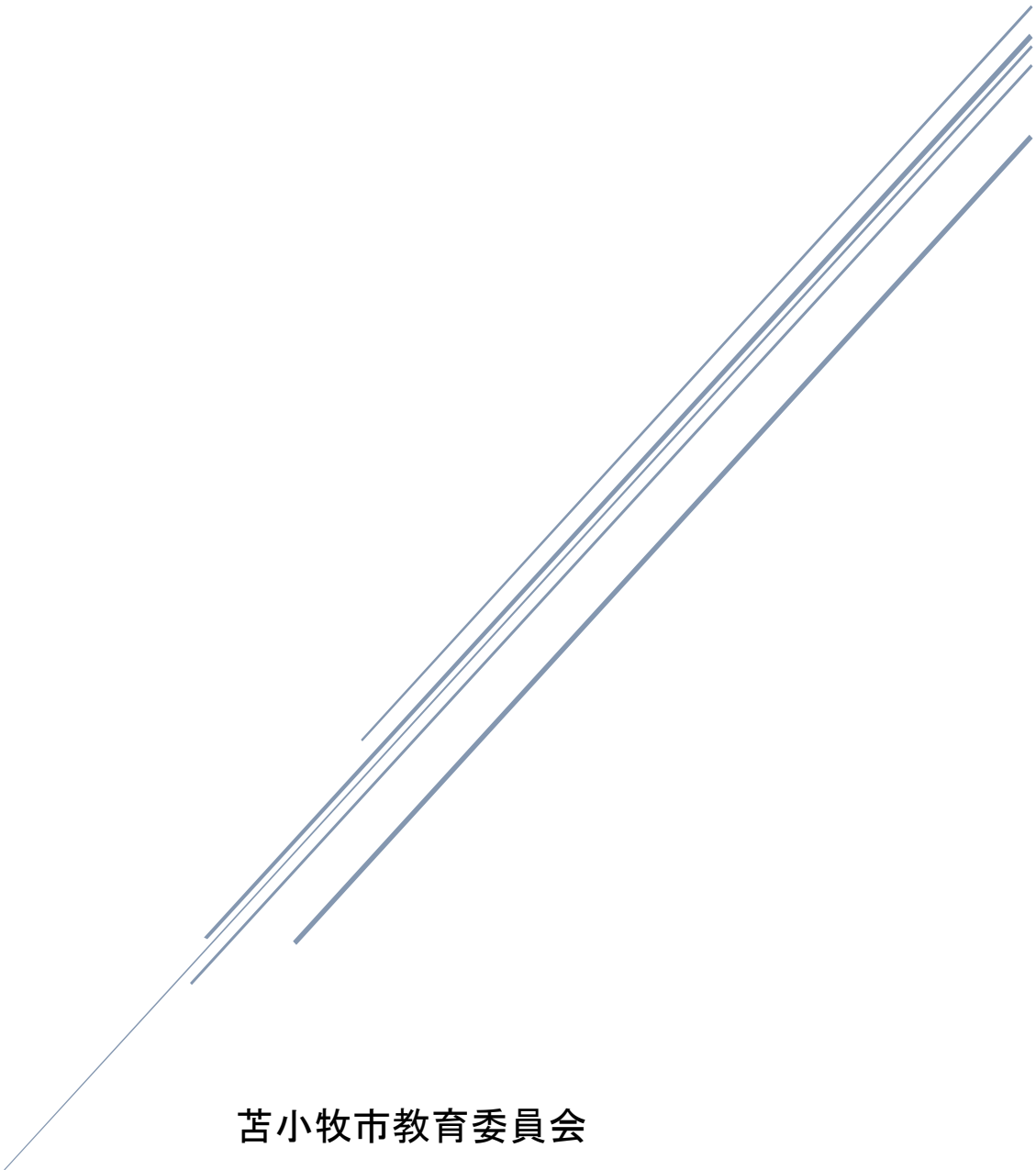


不登校児童生徒の支援に関する指針



苫小牧市教育委員会

令和5年4月

はじめに

令和4年10月に文部科学省より公表された、「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校児童生徒数は244,940人と、9年連続で増加しております。本市においても、令和3年度は小学校137名、中学校267名、計404名と不登校児童生徒は増加の一途をたどっております。

これまで本市では、不登校児童生徒を生まないために「不登校対策プラン」を策定し、魅力ある学校づくりを中心に据えた「未然防止」「初期対応」「自立支援」に取り組んできました。

また、令和3年4月から、これまでの学校適応指導教室「あおば学級」に加え「トピリカ学級」を市内東部地区に拡充するとともに、小学校1校、中学校1校を不登校対策モデル校に指定し、不登校対策支援員を配置して調査研究及び不登校児童生徒の支援の充実に努めているところです。

平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、文部科学省より令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示され、その中で不登校児童生徒への支援について「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立すること」を目指す必要性や、社会的自立への支援に向けて、学校とフリースクール等民間施設との連携やICT等を活用した学習支援の重要性について改めて示されました。

これらを踏まえ、本市教育委員会では、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に向け、フリースクール等民間施設との連携についての必要性やICT等を活用した学習支援の重要性を認識し、「不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける場合に関するガイドライン」及び「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用して学習活動を行った場合のガイドライン」からなる「不登校児童生徒の支援に関する指針」を策定することにしました。

本指針は、不登校児童生徒がフリースクール等民間施設及び学校外で相談・指導を受けている場合や自宅においてICT等を活用して学習を行った場合の、指導要録上の「出席扱い」について判断する際に留意すべき点等を示しています。

不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において
相談・指導を受ける場合に関するガイドライン

1 基本的な考え方

不登校児童生徒の相談・指導については、様々な理由で教育委員会が所管する教育支援センター（適応指導教室）の公的機関への通所又は入所が困難な状況で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合にフリースクール等民間施設への通所又は入所を考慮することができる。

しかし、フリースクール等民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、学校と教育委員会が各施設における活動を十分に把握して総合的に判断することが求められる。

このガイドラインは、学校外における個々の民間施設についての適否を評価する趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を示したものである。

2 公的機関について

(1) 苫小牧市教育委員会が所管する学校外の公的機関（教育支援センター）

- ・「あおば学級」 教育・福祉センター内に設置
- ・「トピリカ学級」 沼ノ端交流センター内に設置
- ・「山なみ学級」 旧苫小牧市立啓北中学校山なみ分校内に設置

3 フリースクール等民間施設について

(1) 実施主体について

- ① 法人、個人は問わない。
- ② 実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的として運営され、通常、学校のある時間帯で受け入れを行っていること。
- ② 著しく営利本位ではなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ③ 当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していること。

(3) 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味ある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

- ③ 指導内容・方法、相談手段及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資格を備えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校、教育委員会と施設との関係について

- ① 教育委員会は学校等の情報を基に年度当初又は新たに施設を把握した段階でフリースクール等民間施設を訪問し、「不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける場合に関するガイドライン」及び指導要録上の「出席扱い」について説明と確認を行い、学校と施設との間に十分な連携・協力関係が保たれるようにすること。
- ② 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に児童生徒やその家族を支援することに必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ③ 施設から学校へ、毎月の出席日、学習・活動内容、相談・指導内容、活動中の児童生徒の様子などの報告が定期的に行われている（FAX、メール、郵送等での報告も可）こと。なお、定期的とは概ね1カ月に1回以上であること。

(7) 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において
相談・指導を受けた場合の指導要録上の「出席扱い」について

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、次の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができる。

1 「出席扱い」に係る要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設の実情が「不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける場合に関するガイドライン」（P1-2）に沿っているかについて、校長が確認していること。（校長は必要に応じて教育委員会と連携すること。）
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 当該施設における学習の計画や内容が児童生徒の在籍校が定める教育課程に照らし適切であると、校長が確認していること。（校長は必要に応じて教育委員会と連携すること。）

2 留意事項

当該施設において、児童生徒の在籍校の定める教育課程に沿った学習が適切に行われている場合は、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入する。また評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝え、自立への支援につなげることが重要であること。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述する等、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努める必要があること。

3 「出席扱い」とする際の指導要録への記載

指導要録の様式2、「出欠の記録」の備考欄に出席日数の内数として「出席扱い」とした日数、及び児童生徒が通所または入所した施設名を記載すること。

【記載例】

教育支援センターと民間の施設等での相談・指導について「出席扱い」を認める場合

出席扱い：20日 施設名：教育支援センターあおば学級（12日）・民間施設名（8日）

※校務支援システム（C4th）による出欠情報の入力については、「児童生徒」>「成績入力」>「出欠席の記録」>「備考」をクリックし、備考欄に「苫小牧市教育支援センターあおば学級に通級（12日）、民間施設〇〇〇に通級（8日）」と入力すること。
（当該施設への通所に係る事実確認後に処理すること）

【フリースクール等民間施設 市教委訪問票】

令和 年 月 日				
民間施設(フリースクール等)に関する施設訪問票				
訪 問 日	令和 年 月 日			
訪問者名(職名)				
訪問者名(職名)				
施 設 名				
所 在 地				
電 話 番 号		FAX番号		
代 表 者 名		担 当 者 名		
活 動 時 間	～			
費 用	入会金	円	その他費用	円
	月 額	円	年間費用	円
1 実施主体について				
実施者(法人・個人は問わない)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。				
2 事業運営の在り方と透明性の確保について				
不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立するための支援を明確な目的とし、その目的に沿った取組が行われている。				
著しく営利本位ではなく、入会金、授業料(月学・年額等)等の費用が明記され、保護者等に情報提供がなされている。				
3 相談・支援の在り方について				
児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。				
情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。				
受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われている。				
我が国の義務教育制度を前提とした指導内容・方法、及び相談・指導の体制があらかじめ明示されている。				
児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされている。				
体罰・暴力行為等の人権侵害行為が行われていない。				
児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われている。				
4 相談・指導スタッフについて				
相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有している。				
専門的なカウンセリング等を行う際は、心理学や精神医学等の専門的な知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっている。				
宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。				
5 施設、設備について				
施設にあっては、学習、心理療法、及び面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。				
宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。				
6 学校と施設との関係について				
児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家族を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。				
7 家庭との連携について				
施設での指導経過を保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。				
宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者側に対し面会や退所の自由が確保されている。				

【フリースクール等民間施設訪問票 参考様式（例）】

学校がフリースクール等民間施設を訪問する際の訪問票（例）です。

民間施設の概要は、各民間施設のホームページやパンフレット等により確認することができますが、その情報が正しいものかを判断するには、実際に民間施設を訪問し、聞き取り等により確認することが重要です。

訪問票については、校内における指導要録上の「出席扱い」に係る協議資料、及び教育委員会への相談資料とする等の活用が可能です。

訪問票については、連携しようとするフリースクール等民間施設が、個々の児童生徒の状況に応じた相談・指導が行われているかを中心に記録することが重要です。

各校の実情に応じて、本様式（例）を参考に、次のような確認項目を追加する等して有効に活用してください。

- 当該児童生徒について
- 訪問日（訪問者名・回数・訪問時の聞き取り内容等）
- 「出席扱い」とした日（「出席扱い」とした日の活動内容等）
- 実施主体、施設に係る情報等について

※「児童生徒理解・教育支援シート」も活用し、当該児童生徒への支援の充実にも努めること

令和 年 月 日			
民間施設(フリースクール等)に関する施設訪問票			
学年	組	番号	児童生徒名
		訪問日	令和 年 月 日
		訪問者名(職名)	
		認定開始日	令和 年 月 日
施設名			
所在地			
電話番号	FAX番号		
代表者名	担当者名		
活動時間	～		
費用	入会金	円	その他費用 円
	月額	円	年間費用 円
1 実施主体について			
実施者(法人・個人は問わない)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信頼を有している。			
2 事業運営の在り方と透明性の確保について			
不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立するための支援を明確な目的とし、その目的に沿った取組が行われている。			
著しく営利本位ではなく、入会金、授業料(月学・年額等)等の費用が明記され、保護者等に情報提供がなされている。			
3 相談・支援の在り方について			
児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。			
情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。			
受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われている。			
我が国の義務教育制度を前提とした指導内容・方法、及び相談・指導の体制があらかじめ明示されている。			
児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされている。			
体罰・暴力行為等の人権侵害行為が行われていない。			
児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われている。			
4 相談・指導スタッフについて			
相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熟意を有している。			
専門的なカウンセリング等を行う際は、心理学や精神医学等の専門的な知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっている。			
宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。			
5 施設、設備について			
施設にあっては、学習、心理療法、及び面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。			
宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。			
6 学校と施設との関係について			
児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家族を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。			
7 家庭との連携について			
施設での指導経過を保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。			
宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針が異なるものであっても、保護者側に対し面会や退所の自由が確保されている。			

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用して学習を行う場合のガイドライン

本ガイドラインは、様々な理由から登校できない児童生徒に対して、学びの機会を保障するとともに、社会的な自立の支援、学習意欲の維持・向上のため、オンライン授業やオンライン学習を実施する際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

1 オンライン授業とオンライン学習の定義について

- (1) オンライン授業とは、教室と自宅、校内の別室等をオンラインで接続し、教員が教室から実施する同時双方向型の授業
- (2) オンライン学習とは
児童生徒が自宅等でオンラインを活用して行う、自学を中心とした学習
【例】・eライブラリを使ったAI型ドリル
・各学校で作成した課題を使った学習

2 準備

- (1) 不登校児童生徒に対しオンライン授業・オンライン学習がスムーズに実施できるよう、以下の準備をしておく
 - ・情報配信システムの登録
 - ・児童生徒の名簿登録
 - ・オンライン授業の授業計画策定
 - ・オンライン学習の課題の策定

3 学習内容に関する留意点

- (1) 児童生徒の学年や発達段階、特性を十分考慮し、安全かつ学習効果が期待できる内容とすること
- (2) 細かな技術指導が必要な内容、衛生管理が必要な内容、及び次のような道具を使用する内容は、原則実施させないこと
道具：カッター・彫刻刀・包丁・針等の刃物類、ライター・マッチ等の火薬類、消毒液等の薬品類、その他取扱いに危険が伴うことが予想される道具類
- (3) リスクを伴う学習を実施する場合は、事前に保護者に伝えること
※自宅等におけるけが等の災害は災害給付金の対象外であることについて、事前に保護者に説明を行い、理解を得た上でオンライン授業を実施すること

【参考】

- Q 自宅で遠隔授業を行っている際にけがをした場合は給付対象になりますか？
- A 遠隔授業における自宅等での災害は、原則として給付対象にはなりません。病気療養児に対する同時双方向型授業配信を受けているときは、給付の対象となり得る場合があります。

【日本スポーツ振興センター 学校安全WEB よくある質問より抜粋】

4 評価

- (1) 各学校で評価基準を定め、以下の方法などにより、学習の状況及び成果を把握して、学習評価に反映する
- ・オンライン授業を受けている児童生徒にも発表の機会を与える
 - ・アプリ等を活用した学習の振り返りを記録させる
 - ・アプリ等を使用し小テストを実施する
 - ・教室にいる児童生徒と同様のプリントを活用し課題を出す
 - ・実技や実習、実験など同様の内容を行うことが難しい場合には、調べ学習やレポート等の課題を与える
 - ・登校日に学習状況確認のための実技テスト等を実施する

5 健康面への配慮

(1) 児童生徒の約束

- ①タブレットを使うときは姿勢よく
- ②30分に1回はタブレットから目を離す
- ③寝る前にはタブレットは使わない
- ④自分の目を大切にす
- ⑤ルールを守って使う

(2) 保護者へのお願い

- ①端末を使うときの健康面の注意点について
- ②端末の利用時間等のルールについて
- ③端末の安全な利用について

【文部科学省：タブレットを使うときの5つの約束より抜粋】

6 1人1台端末の使用について

- (1) 学習用端末管理運用要綱に準ずる

7 留意点

- (1) 不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること
- (2) 児童生徒がオンライン授業を受ける場所、オンライン学習を行う場所を、事前に保護者と確認すること

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の
指導要録上の「出席扱い」について

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行うとき、次の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を支援する上で、校長が有効・適切であると判断する場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができる。

1 「出席扱い」に係る要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システム等）や郵送、FAX等を活用して提供される学習活動であること。
- (3) 教職員の訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援等が定期的かつ継続的に行われているものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける場合に関するガイドライン」（p1-2）に沿っているかについて、校長が確認していること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者をさす。校長は必要に応じて教育委員会と連携すること。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者等を含めた連絡会を実施したりする等して、その状況を十分把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関やフリースクール等民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記（3）のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

2 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) 家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、教育支援センター（適応指導教室）等、学校外の公的機関やフリースクール等民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的な調整に努めること。
- (3) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行

うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。

- (4) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行う等、訪問する者の資質向上に努めること。
- (5) 「出席扱い」の日数換算については、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間等を基準とした規程等を作成して判断すること等が考えられること。
- (6) 学習活動の成果を通知表その他の方法により児童生徒や保護者等に伝えることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きい。学校が把握した当該学習の計画や内容が、児童生徒の在籍校の教育課程に照らし適切と判断される場合、校長は学習活動の成果を評価に反映することができる。
- (7) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての資料・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述する等、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

3 「出席扱い」とする際の指導要録への記載

指導要録の様式2、「出欠の記録」の備考欄に出席日数の内数として「出席扱い」とした日数、及び児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動について、活動又は教材名を記載すること。

【記載例1】

デジタルドリルによる活動について「出席扱い」を認める場合

出席扱い：5日 自宅においてICT等を活用した学習活動：AIドリル〇〇〇（5日）

※複数の教材を使用した場合は、使用した教材名をすべて記載すること。

※校務支援システム（C4th）による出欠情報の入力については、「児童生徒」>「成績入力」>「出欠席の記録」>「備考」をクリックし、備考欄に「自宅においてICTを活用した学習活動：AIドリル〇〇〇（5日）」と入力すること。

（事実確認後に処理すること）

【記載例2】

教育支援センターでの相談・指導、及び自宅においてICT等を活用した学習活動について「出席扱い」を認める場合

出席扱い：20日 施設名：苫小牧市教育支援センターあおば学級（12日）

自宅においてICT等を活用した学習活動：AIドリル〇〇〇（8日）

※校務支援システム（C4th）による出欠情報の入力については、「児童生徒」>「成績入力」>「出欠席の記録」>「備考」をクリックし、備考欄に「苫小牧市教育支援センターあおば学級に通級（12日）、自宅においてICTを活用した学習活動：AIドリル〇〇〇（8日）」と入力すること。

（事実確認後に処理すること）

